

赴任旅費の不支給は違法！（仙台地裁判決）

弁護士 野 呂 圭

（事案の概要）

千葉市職員に新規に採用され、住所のあった仙台市から勤務地のある千葉市へ移動した原告が、千葉市旅費条例に定めのある赴任旅費を支給されないのは違法であるとして、主位的に旅費条例に基づく赴任旅費請求、予備的に国家賠償請求をした事件につき、2014年2月12日、仙台地方裁判所第2民事部で判決がありました。

（被告の主張と裁判所の判断）

被告の千葉市は、赴任旅費の対象者に新規採用者は含まれない、赴任旅費が支給されないことについて原告も同意していた、などと主張していましたが、判決はこれらの主張を排斥しました。

旅費条例では、赴任旅費の対象となる赴任を「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行・・・することをいう。」と定義されています。被告は、「新たに採用された職員」とは「市の要請に基づき国又は他の地方自治体から引き続いて採用される職員（いわゆる「割愛」）を意味する」旨主張しましたが、判決では、「新たに採用された職員」は、「新規に採用される職員全般を意味する」と判示し、被告主張のように限定解釈することは、「同解釈を基礎付ける規定上の根拠がない限り、相当ではない」としました。また、被告は、他の政令市でも被告と同様に新規採用者に対して赴任旅費を支給していない旨主張していましたが、判決ではそのような運用が被告の「解釈を基礎付ける根拠となるとは認めることはできない」と断じました。

原告の同意については、判決は「原告の同意を認めるに足りる証拠はない」として、被告の主張を排斥しました。

判決は、主位的請求（赴任旅費請求）については、旅行命令が発令されていないことを理由に認めませんでしたが、旅行命令を発令すべき義務があったのにそれをしなかったという不作為が国家賠償法上の違法であるとして、国家賠償法に基づく損害賠償請求（赴任旅費相当額）を認容しました。

（判決の意義）

まず、赴任旅費の支給対象に新規採用者も含まれるという解釈を示したことは、条文解釈として正当です。そして、赴任旅費を原告に支給しないという不作為について、被告の不合理な弁解を排斥し、違法と判断したことも正当です。

地方公共団体を含む行政は、法に基づいて行われなければなりません。旅費条例で赴任旅費の支給を定めている以上、被告には赴任旅費を支給する義務があります。判決は、法に基づく行政の原理を踏まえ、それに反する被告の責任を認めたものであり、行政の不正を正す司法の役割を果したものと言えます。